

千葉市動物公園が博物館法に基づく「登録博物館」に登録されました！ ～社会教育施設としての機能充実と認知度の向上を図ります～

千葉市動物公園が、市教育委員会による書面審査、実地調査等を経て博物館法で規定されている「登録博物館」に登録されましたので、お知らせします。

市の施設としては加曽利貝塚博物館、郷土博物館に続き3例目となり、国内動物園施設としては3例目の登録となります。

1 登録年月日

令和6年11月29日

2 登録施設

千葉市動物公園（若葉区源町280番地）

3 登録を受けた目的

動物園は社会教育施設としての役割もあると言われているものの、一般的なイメージとしては集客観光施設としての印象が強く、その認知性の浸透に課題を抱えています。このため、本市動物公園では、博物館としての機能を充実させるとともに、社会教育的な学術・研究などの機能についての認知度向上を目指し博物館登録を申請しました。

4 博物館登録審査において評価された点

- ・動物の生態や行動などの特徴をわかりやすく見せる「特徴展示」など来場者が動物本来の姿に触れることができる展示の工夫。
- ・「未来へ紡ぐゴリラプロジェクト」をはじめ、動物福祉や種の保存、絶滅危惧種の保護など動物園が果たすべき社会的役割を踏まえた運営。
- ・「アカデミア・アニマリウム」活動の推進により、さまざまな学校、研究・学術団体、企業との連携を含めた包括的な調査研究、教育普及活動への取り組み。

5 登録博物館制度について

(1) 制度目的

博物館の基本的な機能（資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究）を確保すること

(2) 博物館登録による主な法的優遇措置

- ・海外から展示動物の輸入または寄贈時の関税免除（関税定率法）
- ・希少野生生物種の個体の譲り渡し等の事前申請が不要（種の保存法）※生体は除く
- ・激甚災害からの復旧工事費等への2/3補助（激甚法）

<参考>

1 他施設の博物館登録の状況

(1) 市内施設

- ・加曾利貝塚博物館 昭和43年3月30日
- ・県立美術館 昭和51年4月26日
- ・郷土博物館 昭和58年9月16日
- ・県立中央博物館 平成2年6月1日

(2) 国内動物園施設

- ・日本モンキーセンター（愛知県犬山市）昭和32年6月5日
- ・旭山動物園（北海道旭川市）令和6年2月29日

2 文化庁 博物館総合サイト

【URL】 <https://museum.bunka.go.jp/>

